

特定生産緑地指定要件案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

計画の題名	特定生産緑地指定要件案
計画の案の公表の日	令和元年6月14日(金)
意見提出期間	令和元年6月14日(金)から令和元年7月16日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、計画案に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が計画案に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	5件

<具体的な内容>

(1) 質問

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市生産緑地地区追加指定基準をホームページや例規集で検索しても見つからない。どこで全文を確認できるのか。	D	小田原市生産緑地地区追加指定基準の全文は、ホームページでは公表していませんが、概要を分かりやすく記載した生産緑地地区制度のパンフレットをホームページで公開しておりますので、ご確認ください。

2	特定生産緑地指定要件と小田原市生産緑地地区追加指定基準の違いは何か。	D	<p>特定生産緑地指定要件は、申出基準日（指定から30年経過）が近く到来することとなる生産緑地地区について、特定生産緑地に指定するための要件を定めるものです。</p> <p>小田原市生産緑地地区追加指定基準は、一団の農地等の一体化、整形化により生産緑地地区の区域を拡大するなど、追加指定するための基準を定めるものです。</p>
3	処分の審査基準・標準処理期間個票は定めているのか。	D	<p>特定生産緑地指定要綱施行時に定める予定です。</p>
4	申出基準日が近く到来する生産緑地地区のうち、特定生産緑地にならない生産緑地地区は、どのような場合のものがあるのか。	D	<p>特定生産緑地の指定については、所有者の意向によるものとなります。特定生産緑地に指定したい意向を示し、手続きを行わなければ特定生産緑地には指定できません。</p> <p>また、特定生産緑地に指定したい意向に係らず条件を満足しないことから指定できないケースがあります。例えば、生産緑地地区の一部の土地を特定生産緑地に指定したい意向があっても、その面積が指定要件を満たさないため特定生産緑地に指定できないことが考えられます。</p>
5	今回出している資料のみだと何をしたいのかがよくわからない。	D	<p>今後、特定生産緑地を指定するにあたり、指定要件や指定手続き等について必要な事項を定める要綱を制定します。</p>